

道路管理業務委託（会津縦貫北道路） 公募型プロポーザル募集要領【令和7年度版】

1 目的

この要領は、国道121号（会津縦貫北道路）「喜多方IC」から「会津若松北IC」を結ぶ延長13.1kmの自動車専用道路を県が管理するに当たり、道路利用者の安全・安心を守り、24時間体制で道路管理業務を実施できる体制を確保することを目的に公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務受託者を募集・決定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

道路管理業務委託（会津縦貫北道路）

(2) 業務内容

路線名 国道121号（会津縦貫北道路）

区間 喜多方IC～会津若松北IC L=13.1km W=7.0（13.5）m

【総価契約】

- | | | |
|---------------------|-------|----------|
| ① 道路管理業務（道路監視、道路巡視） | 道路延長 | L=13.1km |
| ② 巡視3回／日 | | |
| ③ 防雪柵設置撤去 | 防雪柵延長 | L=11.2km |
| ④ スノーポール設置撤去 | 管理延長 | L=13.1km |

【単価契約】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 道路管理業務（緊急出動） | 緊急出動200時間/年、交通誘導90時間/年 |
| ② 道路維持補修業務（道路維持、舗装修繕） | 管理延長 L=13.1km |
| ③ 雪氷対策業務（除雪、凍結抑制剤散布） | 管理延長 L=13.1km |

(3) 業務委託の期間

令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 業務の規模

過年度実績等を踏まえ、概算額240百万円（総価契約及び単価契約の2ヶ年合計とし、消費税抜き）を上限とする。

3 参加資格等

提案書を提出する者は、協同組合又は共同企業体であって、協同組合は（1）の要件を、共同企業体は（2）の要件をすべて満たすものとする。

(1) 協同組合にあつては次の要件を満たしていること。

- ア 定款で道路の維持管理の共同受注を目的としていること。
- イ 組合員は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 協同組合（以下「組合」という。）は、評価基準日（令和7年2月25日（提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- エ 組合は、建設業法の許可業種土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ているか、又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。（建設業許可書の写しを参加表明書に添付すること。）
- オ 組合員は、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級がB等級以上の者又は提案書等提出期日（令和7年2月25日）から過去5年以内に会津若松建設事務所若しくは喜多方建設事務所発注の維持管理業務（道路、河川等、除雪）の受注実績がある者であること。なお、A等級の組合員を1者以上含むこと。
- カ 組合員は、会津若松建設事務所管内又は喜多方建設事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書に添付すること。）

- キ 組合員の数は2者以上とし、会津若松建設事務所管内及び喜多方建設事務所管内の組合員がそれぞれ1者以上含まれていること。
 - ク 組合は、提案書等提出期日（令和7年2月25日）から過去5年以内に国又は地方公共団体から道路維持管理業務又は舗装維持修繕業務（以下「同種業務」という。）を受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式-5-3）によるものとする）
 - ケ 管理事務所に主任技術者を専任で配置できる者であること。なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。（専任で配置できる主任技術者の名簿は、提案書等（様式-5-1、様式-5-2）によるものとする）
 - コ 道路管理のための道路管理員、緊急時の通行規制等に対応するための交通誘導員又は作業員を適切に配置できる者であること。（道路管理員及び作業員の名簿は、提案書等（様式-5-1）によるものとする）
 - サ 除雪作業に関わる作業員として、除雪機械オペレーター、凍結抑制剤散布車のオペレーターを適切に配置できる者であること。なお、「除雪トラック」及び「凍結抑制剤散布車」は大型免許、「除雪ドーザ」及び「ロータリー除雪車」は大型特殊免許を要するため、大型免許取得者、大型特殊免許取得者を適切に配置できる者であること。（除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等（様式-5-1、様式-5-2）によるものとし、貸与車両は道路管理業務委託特記仕様書第17条のとおりとする）
 - シ 組合員のうち半数以上は、会津縦貫北道路の「喜多方IC」「塩川IC」「湯川北IC」「湯川南IC」「会津若松北IC」のいずれかのICに概ね30分で到着可能な場所に、主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所からICまでの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道40km/h、磐越自動車道80km/hとし算出する。（最寄りICまでの到着時間の資料は、提案書等（様式-5-4）によるものとする）
 - ス 組合員は、当該プロポーザルに参加する他の組合又は共同企業体の構成員と重複してはならない。
 - セ 組合員のうち、契約日時点で入札参加資格制限措置期間中の者は、当該期間中の業務を行うことができない。
- (2) 共同企業体にあつては次の要件を満たしていること。
- ア 道路管理業務委託（会津縦貫北道路）共同企業体協定書（様式-3-3）により共同企業体の協定書を締結している者であること。
 - イ 構成員は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 共同企業体及び構成員は、評価基準日（令和7年2月25日（提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
 - エ 構成員は、建設業法の許可業種土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ている者であること。
 - オ 構成員は、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級がB等級以上の者又は提案書等提出期日（令和7年2月25日）から過去5年以内に会津若松建設事務所若しくは喜多方建設事務所発注の維持管理業務（道路、河川等、除雪）の受注実績がある者であること。なお、代表構成員はA等級の者であること。
 - カ 構成員は、会津若松建設事務所管内又は喜多方建設事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。
※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

- キ 構成員の数は2者以上とし、会津若松建設事務所管内及び喜多方建設事務所管内の構成員がそれぞれ1者以上含まれていること。
- ク 全ての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。
- ケ 企業体は、提案書等提出期日（令和7年2月25日）から過去5年以内に国又は地方公共団体から同種業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は同要件を満たしている1者以上の構成員を含むこと。（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式-5-3）によるものとする）
- コ 管理事務所に主任技術者を専任で配置できる者であること。なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。（専任で配置できる主任技術者の名簿は、提案書等（様式-5-1、様式-5-2）によるものとする）
- サ 道路管理のための道路管理員、緊急時の通行規制等に対応するための交通誘導員又は作業員を適切に配置できる者であること。（道路管理員及び作業員の名簿は、提案書等（様式-5-1）によるものとする）
- シ 除雪作業に関わる作業員として、除雪機械オペレーター、凍結抑制剤散布車のオペレーターを適切に配置できる者であること。なお、「除雪トラック」及び「凍結抑制剤散布車」は大型免許、「除雪ドーザ」及び「ロータリー除雪車」は大型特殊免許を要するため、大型免許取得者、大型特殊免許取得者を適切に配置できる者であること。（除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等（様式-5-1、様式-5-2）によるものとし、貸与車両は道路管理業務委託特記仕様書第17条のとおりとする）
- ス 構成員のうち半数以上は、会津縦貫北道路の「喜多方IC」「塩川IC」「湯川北IC」「湯川南IC」「会津若松北IC」のいずれかのICに概ね30分で到着可能な場所に、主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所からICまでの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道40km/h、磐越自動車道80km/hとし算出する。（最寄りICまでの到着時間の資料は、提案書等（様式-5-4）によるものとする）
- セ 構成員は、当該プロポーザルに参加する他の組合又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

4 プロポーザルの提案課題、評価項目・配点

プロポーザルの評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価着目点		判断基準
配置予定技術者 (20点)	主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその分野 (10点)	以下の順位で評価する。 ① 1級土木施工管理技士 ① 1級建設機械施工技士 ② 2級土木施工管理技士 ② 2級建設機械施工技士 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		提案書等提出期日 (令和7年2月25日)から過去5年以内の同種業務の実績 (5点)	以下の順位で評価する。 ① 国又は地方公共団体発注業務での同種業務の実績がある。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「主任技術者主要業務実績表」)
	除雪機械のオペレーター	提案書等提出期日 (令和7年2月25日)から過去5年以内の除雪業務の実績 (5点)	以下の順位で評価する。 ① 国又は地方公共団体発注業務での除雪業務の実績がある。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「除雪機械オペレーター主要業務実績表」)
地域における管理精通度 (20点)	受注業務実績 (令和6年度完了予定業務を含む) ※評価対象 共同組合：組合 共同企業体：代表構成員	以下の順位で評価する。 ① 会津若松建設事務所又は喜多方建設事務所発注業務での同種業務の実績がある。 ② 隣接3管内(県北建設事務所、県中建設事務所(郡山市内に限る)、南会津建設事務所)で国又は地方公共団体発注業務での同種業務の実績がある。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-3「受注管理業務実績」)	
連携・連絡体制に対する提案 (20点)	「平常時」「緊急時」の共同企業体・協同組合の役割分担・連携・連絡体制(指揮系統の明確化等)が的確となっているか	役割分担、連携・連絡体制が的確な提案を優位に評価する。 (様式-4-1「提案書-連携・連絡体制に対する提案」)	
自動車専用道路の維持管理に対する提案 (30点)	安全確保策の的確性 (20点)	24時間管理体制の自動車専用道路における維持管理の安全確保策が的確な提案を優位に評価する。 (様式-4-2「提案書-自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)	
	創意工夫 (10点)	維持管理において創意工夫(コスト縮減・安全性の向上)が図られるような提案を優位に評価する。 (様式-4-2「提案書-自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)	
緊急時の対応に関する提案 (30点)	緊急時における体制の確保が的確となっているのか	緊急時の通行規制やインターチェンジ閉鎖などの対応が迅速に行えるような提案を優位に評価する。 (様式-4-3「提案書-緊急時の対応に関する提案」)	

計 120点

5 手続等

(1) 担当部署

〒965-8501 会津若松市追手町7番5号
福島県会津若松建設事務所 企画管理部 管理課
電話番号 0242-29-5444
FAX 0242-29-5459
電子メール wakamatsu.ken.kanri@pref.fukushima.lg.jp

(2) 手続開始の公告等

プロポーザルの手続開始については、福島県会津若松建設事務所ホームページにより公告する。

(3) 公告方法及び期間

① 公告方法

応募に必要な書類は、福島県会津若松建設事務所ホームページに掲載する。

② 公告期間

令和7年2月7日(金)から令和7年2月25日(火)午後5時までとする。

6 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書(様式-1)の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書(様式-1)を用い、令和7年2月13日(木)午後5時までに、福島県会津若松建設事務所に持参、FAX又は電子メールで提出すること。なお、FAX又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をすること。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和7年2月18日(火)から令和7年2月25日(火)午後5時までの間、質問回答書(様式-2)を福島県会津若松建設事務所ホームページに掲載する。

7 提出書・提案書等について

(1) 提出書(協同組合・共同企業体共通:様式-3-1、協同組合の場合は定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式-3-2・様式-3-3)の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年2月25日(火)午後5時までに、福島県会津若松建設事務所に1部持参又は郵送することとし、郵送による場合は提出期限の日までに到着したものまで有効とする。(提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

(2) 提案書等(様式-4-1、4-2、4-3、5-1、5-2、5-3、5-4)の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年2月25日(火)午後5時までに、福島県会津若松建設事務所に1部持参又は郵送することとし、郵送による場合は提出期限の日までに到着したものまで有効とする。(提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

① 提案書の提出は、参加表明者の所属する協同組合等で1提案のみとする。

② 上記の提出期限以降における提案書等の内容変更及び再提出は認めない。

(3) 提案書等の作成について

① 提案書等は、別添の様式(様式-4-1、様式-4-2、様式-4-3)に基づき作成する。

ア 片面使用、横書きとする。

イ 様式-4-1、様式-4-2、様式-4-3には、今回の提案を評価項目毎に2枚以下(計6枚以下)にまとめて簡潔に記載すること。

ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

エ 提案は、「連携・連絡体制に対する提案」「自動車専用道路の維持管理に対する提案」「緊急時の対応に関する提案」について提案すること。

② 業務実施体制（様式-5-1）、主要業務実績表（様式-5-2）、受注管理業務実績（様式-5-3）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

ア 業務実施体制に記載した配置予定技術者のうち、主任技術者、除雪機械のオペレーターの資格・経歴等を記載するものとする。

イ 保有資格を主要業務実績表に記載するものとする。

ウ 同種業務の実績は、提案書等提出期日（令和7年2月25日）から過去5年以内に業務した実績とし、記載件数は5件以内とする。なお、契約内容及び業務目的がわかる資料（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

8 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

① プロポーザルの審査は、4に定める評価項目に基づき審査し、技術提案書の評価を行い、業務委託候補者1者及び次点者1者を選定する。

② 業務委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。なお、業務委託候補者に見積書の提出を求めた結果、契約に至らなかった場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

③ 審査結果については、企画提案書提出者全員に通知するとともに公表する。

④ この手続きに参加した者（協同組合等）が、9⑤、⑥の失格条項等に該当する場合は、その者（協同組合等）とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

9 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは失格とする。

① 提案書等が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

② 提案書等が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。

③ 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑤ 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの。

⑥ 本要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

10 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ① 質問書 | 様式-1 |
| ② 質問回答書 | 様式-2 |
| ③ プロポーザル送付書（参加表明書） | 様式-3-1 |
| ④ 公募型プロポーザル参加資格審査申請書 | 様式-3-2 |
| ⑤ 共同企業体協定書 | 様式-3-3 |
| ⑥ 提案書 | 様式-4-1、様式-4-2、様式-4-3 |
| ⑦ 業務実施体制 | 様式-5-1 |
| ⑧ 主任技術者、除雪機械オペレーター主要業務実績表 | 様式-5-2 |
| ⑨ 受注管理業務実績 | 様式-5-3 |
| ⑩ 緊急時の最寄りICまでの到着時間 | 様式-5-4 |
| ⑪ プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-1（業務委託候補者用） |
| ⑫ プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-2（次点者用） |
| ⑬ プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-3（非選定者用） |
| ⑭ 公募型プロポーザル方式審査結果 | 様式-7 |

※本プロポーザルで使用する各様式は、福島県会津若松建設事務所ホームページから取得すること

11 その他

- ① 提案書等に記載された個人情報、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- ② 提出された提案書は返却しない。
- ③ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑤ プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、業務委託候補者、次点者については、会社名を公表することを原則とする。また、業務委託候補者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。
- ⑥ 本業務委託は、令和7年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。